

(第4編)

第7章 不出廷被疑者(被告人)に対する手続き

第834条 出頭命令(requisitoria)に定められた期間内に出頭しなかった被疑者(被告人)、または、発見されずに訴訟事件を審理する裁判官または裁判所の前に連行されなかった被疑者(被告人)は、不出廷者と宣告される。

第835条 以下の者は出頭命令により呼び出され、また、搜索される：

1. 裁判所裁定のなんらかの通知をする時、不在で自己の住所に居ない被疑者(被告人)(その居場所が分からない場合)、また、住所が知れない被疑者(被告人)。(通知)手続きの実施者は、本法第172条の規定に従って、当該手続きに対応しなければならない者に対し、被疑者(被告人)がどこに居るかについて尋問する。
2. 拘置または収監されていた施設から逃走した者。
3. 仮釈放中で、設定された期日または呼ばれたときに裁判所に出廷しない者。

第836条 被疑者(被告人)が前条のいずれかの場合に該当するとすぐに、訴訟を審理する裁判官または裁判所は、その者の召喚・搜索のために出頭命令の発行を命じる。

第837条 出頭命令には、被疑者(被告人)の拘禁または拘置が命令されなかった場合、第513条に記載されるすべての事項が、最後のものを除き、記載される、さらに以下の事項が記載される：

1. 出頭命令の発行の原因となった第835条の号。
2. 不出廷被疑者(被告人)が出頭しなければならない期限。出頭しなければ、不出廷者と宣言され、法律に従って処罰されるという警告が与えられる。

第838条 出頭命令は(他の)裁判官に送付され、新聞に掲載され、また、第512条に規定される公共の掲示される、掲載された各新聞一部および原本が裁判所記録に綴じられる。

第839条 不出廷被疑者(被告人)が出頭しない、または、裁判所に連行されないで、出頭命令の期間が経過すると、不出廷者と宣言される。

第839条の2 ① (犯罪の)責めを帰された法人は、知れたる法人登録住所がないことにより初回の出頭行為のためにその呼出しができなかった場合にのみ、出頭命令を通して呼ばれる。

② 法人に対する出頭命令（状）には、法人の識別データ、帰責される犯罪、および、訴訟を審理する裁判官の面前に弁護士および訴訟代理士とともに設定された期間内に出頭する義務が記載される。

③ 法人に対する出頭命令は、官報、場合によって、商業登記官報(Boletín Oficial del Registro Mercantil)、あるいは、その他の新聞または帰責された法人の性質、会社目的、活動に関連する業界紙に掲載される。

④ 法人が現れずに設定された期間が経過すると、不出廷者と宣言され、訴訟手続きはその完了まで続行する。

第 840 条 訴訟事件が予審手続き中の場合、（訴訟事件は）管轄の裁判官または裁判所によって（予審の）終結が宣言されるまで続行される、（宣言されると）その（訴訟事件の）進行はその後中断され、訴訟記録および保存可能で責任のない第三者に属しない証拠物は保管される。

第 841 条 被疑者（被告人）が不出廷者と宣言されたとき、口頭審理裁判が係属中の場合、口頭審理裁判は中断され、訴訟記録は保管される。

第 842 条 被疑者（被告人）が 2 人以上いて、その全員が不出廷者と宣言されていない場合、不出廷者宣言者に対する訴訟の進行は、（その者が）見つかるまで中断され、他の被告人については続行される。

第 843 条 前 3 条のいずれの場合において、中断の（裁判官/裁判所）決定では、物品の返還、損害の回復および損害賠償について犯罪被害者に属する請求権が、（刑事）訴訟とは独立して、責任を負う者に対して民事ルートでそれを行行使できるよう、留保される。その目的のため実行された差押えは解除されなく、また、提供された保証はキャンセルされない。

第 844 条 被疑者（被告人）全員が不出廷者と宣言されたために訴訟が棚上げされる場合、犯罪の物品または道具あるいは訴訟中に収集されたその他の証拠物は、犯罪に対して民事上または刑事上の責任のない所有者への返還が命じられる。しかし、返却前に、裁判所書記官は返却されるすべてのものの内容を詳細に記載した記録を作成する。

同様に、訴訟が通常どおり進行していれば行われるはずだった専門家検証も行われる。

責任のない第三者に属する物品および証拠物の返却については、第 634 条および第 635 条の規定が遵守される。

第 845 条 被告人が判決の通知後、破棄請求が係属中に逃亡または隠れた場合、破棄請求は、終局まで審理される。その際、裁判所書記官は、不出廷者と宣言された

者のために当番弁護士と訴訟代理士の任命を確保する。

下された判決は確定となる。

被告人が判決の通知を受けた後に失踪した、または、隠れた場合、失踪または隠れた後にその代理人または検察官が不服申立てした場合も同様となる。

(本条の最終改訂。2009年)

第 846 条 第 840 条および第 841 条の場合において不出廷者と宣言された者が、出頭または発見された場合、裁判官または裁判所は再び訴訟事件を、その状態に従って続行するために、改めて開始する。

(本条の最終改訂。2009年)